

瀬戸市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 瀬戸市史（以下「市史」という。）の編さん事業を円滑に推進するため、瀬戸市史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 編さん委員会は、委員長、副委員長及び15人以内の委員で組織する。

2 委員長は市長、副委員長は副市長とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 窯業関係団体等の代表者

(2) 学識経験のある者

(3) 関係行政機関等の職員等

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 編さん委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 編さん委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 市史編さんの基本方針

(2) 市史の刊行計画

(3) その他市史の編さんに関する重要事項

3 編さん委員会は、委員（委員長及び副委員長を含む。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 編さん委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 市史に関する資料収集、調査研究、執筆及び編集を時代別及び分野別に行うため、編さん委員会に専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、部会長、執筆専門委員及び協力員（以下「部会員」という。）で組織する。

3 部会長は、第2条第3項に規定する委員をもって充て、執筆専門委員を兼ねることができる。

4 執筆専門委員（部会長である者を除く。）及び協力員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 執筆専門委員は、当該専門分野に係る資料の調査、収集及び研究、市史の執筆等を担当する。

6 協力員は、部会長及び執筆専門員が行う市史に関する資料の調査、収集及び研究、市史の執筆等に協力する。

- 7 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 8 部会の議長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して、部会に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員等の委嘱期間)

第6条 編さん委員の委嘱期間は、市史編さん事業の終了の日までとする。ただし、特別な事由があると市長が認めたときは、任期途中においても解嘱することができる。

- 2 市長は、前項の規定により編さん委員を解嘱した場合は、新たに編さん委員を第2条第3項の規定により委嘱する。

- 3 執筆専門委員及び協力員の委嘱期間は、部会の終了の日までとする。ただし、特別な事由があると市長が認めたときは、任期途中においても解嘱することができる。

- 4 市長は、前項の規定により執筆専門委員及び協力員を解嘱した場合は、新たに執筆専門委員及び協力員を第5条第4項の規定により委嘱する。

(処務)

第7条 編さん委員会の処務は、地域振興部文化課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、編さん委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、市史編さん事業の終了の日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。